所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）」を削り、同第六号中「又は震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」を削り、「当該」を「その」に改め、同第七号を削り、同第八号中「（震災特例法第15条第４項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同第七号とし、同第九号を同第八号とし、同第十号を同第九号とし、同第十一号を削る。

別表一の一一(一)の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）

に、

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「12」）

を

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「19」）

に、

課税連結留保金額（別表三の二「38」）
同上に対する税額（別表三の二「46」）

を

課税連結留保金額（別表三の二「40」）
同上に対する税額（別表三の二「48」）

に改め、同表の記載要領第一号中「別表六の二㈠」を「別表五の二㈡付表」に改め、同第四号(一)中「、第68条の14第５項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額)」を削り、「又は」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）、」を加え、「、所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）」を削り、同第六号中「又は震災特例法第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」を削り、「当該」を「その」に改め、同第七号を削り、同第八号中「又は震災特例法第23条第４項」を削り、同号を同第七号とし、同第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同第十一号を削る。

別表一の一一(一一)の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「56の①」）

に、

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「12」）